

宅配事業利用規則

第1条（目的）

この規則は生活協同組合コープやまぐち（以下「組合」という）の組合員が宅配事業を利用する場合のルールを定めた規則である。

第2条（利用申込）

組合員が宅配事業の利用を希望する場合は、所定の申込書に必要事項を記入の上、組合に提出しなければならない。組合が申出を承認した場合、利用が出来るものとする。

組合は本人確認のため、身分を証明するものの提示を求める場合がある。

第3条（利用の拒否）

組合は宅配事業の利用者に対して次の各号のいずれかに該当するときは、即時に利用を拒否することが出来るものとする。

- (1) 供給した商品等の代金又は利用料の支払いを怠った場合。
- (2) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

第4条（支払方法）

- 1、組合は事業ごとと商品ごとに支払方法を特定し、また支払期日、分割支払の指定をすることができる。
- 2、組合員が利用した商品等の支払方法は自動口座振替及び組合が指定した商品に対する分割又は組合が提携契約したクレジット会社のクレジットによる支払いである。
- 3、前項による支払ができない場合は、組合が指定する方法で支払うこととする。
- 4、前項の指定された支払ができなかった場合は、組合は組合員に対して催告を行なう。

第5条（支払手続き）

- 1、前条にもとづく支払方法と支払手続きは組合加入時に知らせる。また、支払方法と支払手続きの変更がなされた場合には事前に組合員に通知する。
- 2、支払方法指定の具体的内容は、口座振替の場合、組合が指定した毎月定例の日とする。組合が指定する方法での支払いの場合、組合の指定した日とする。これらの日を過ぎた場合をもって代金支払の不履行とする。

第6条（口座振替による代金支払期日）

代金の口座振替日は、組合の指定した日とする。但し、その指定日が金融機関休業日にあたる場合は、翌金融機関営業日に自動口座振替を行なう。

第7条（届け出事項の変更）

組合員は、住所・氏名・口座振替指定金融機関等の届出事項を変更した場合は、遅滞なく所定の用紙で組合に通知するものとする。

第8条（特別な場合の支払請求と供給停止）

- 1、組合が一般に家庭で消費する限度を超えると判断した注文がなされた場合等、組合が無条件で供給することを不相応と判断した場合、商品引渡時の支払請求や供給停止の措置を講ずることができる。
- 2、前項の場合、組合は組合員に通知する。

第9条（代金支払の不履行）

- 1、代金の請求があつたにもかかわらず、金融機関口座から指定日に口座振替ができず、また、組合が指定する方法による支払が遅れた場合、事務手数料相当額を当該組合員に請求できるものとする。
- 2、組合が指定した支払期日内に代金支払がなされない場合には、商品事業等の利用の制限と停止を行なう。
また、支払期日内に代金支払がなされない場合、過去の遅滞回数やその内容によっては、組合の指定する長期間の利用制限と停止を行なう。同一世帯の組合員についても同様とする。
- 3、第1項及び第2項の場合、組合は組合員・利用者に通知する。

第10条（遅延損害金）

組合が指定した支払期日内に代金支払がなされない場合には、未払債務に対して遅延損害金を加算請求できるものとする。遅延損害金は、年率5%の割合とする。

第11条（出資金・組合債の払戻の停止）

組合員名義の出資金・組合債は、組合の指定した支払期日内に代金支払がなされない場合は、未払金の完済まで出資金の減額及び組合債の解約を停止する。

第12条（債務不履行の場合の措置）

度重なる請求催告にもかかわらず、組合員が指定した支払期日内に代金支払いがなされない場合、組合は代金回収のため法的手続きないしは、組合の指定する債権回収業者への委託を行なう。

第13条（合意管轄裁判所）

組合員は、組合員と組合との諸契約に関する訴訟について管轄裁判所を組合本部の所在地を管轄する裁判所とすることに同意するものとする。

第14条（規則の改訂）

この規則の改訂は常任理事会が行なうものとする。

第15条（規則の施行）

この規則は2009年2月17日より施行する。

- (1) 2011年12月15日一部改訂